

3 計画推進に当たっての考え方

(1) 市民に開かれたまちづくりの推進

① 市民参加の推進

総合振興計画の中間見直しや総合振興計画に基づく個別分野計画の策定・改定等に当たっては、市民参加条例に基づくパブリック・コメントや審議会などの市民参加手続を適正に実施することで透明性を確保するとともに、市民ワークショップなどにより積極的な市民参加の取組を推進していきます。

② 情報公開・広報の推進

情報公開制度を適切に運用していくとともに、市政情報を積極的に公開・広報していくことで、公正で開かれた行政を実現します。

③ 広聴活動の推進

市長への手紙をはじめとする広聴の仕組みを通じて、市政に対する市民の意向や提言などを把握し、市民ニーズにきめ細やかに対応していきます。

(2) 行財政改革の推進

① 不断の行政改革の実施

社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、市政運営を常に見直していくため、不断の行政改革を推進していきます。定期的に行政改革推進計画を策定するなど、行政改革を計画的に進めていきます。

② 持続可能な財政運営

健全な財政運営に関する条例に基づき、歳入の確保、歳出の見直し及び財政情報の公表などを行っていくことで、持続可能な財政運営を行っていきます。

年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金である財政調整基金については、災害などの不測の事態にも対処できるよう標準財政規模の10%の確保を目標とし、財政運営を行っていきます。

地方債については、実質公債費比率や将来負担比率の指標に注視しながら、過度な後年度負担とならないよう、将来を見据えた計画的な財政運営を行っていきます。

③ 市民の期待に応える職員の育成

市民の期待に応え、質の高い行政サービスを提供していけるよう、職員一人一人の職務遂行能力を高めるとともに、組織としての総合力を高めていきます。

④ 新たなテクノロジーへの対応

テクノロジーの進化に対応し、効果的かつ効率的な行政サービスを提供していくため、A I（※）などの新たなテクノロジーに対応していきます。

⑤ 公共施設マネジメントの推進

老朽化した公共施設に対して人口推計や開発動向を踏まえ、トータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、計画的な建替、改修、統廃合等を進めます。

P P P / P F I 事業モデル事業として取り組んできた広沢複合施設整備事業を通じて得た成果を生かし、公有資産の活用を積極的に推進していきます。

(3) 様々な連携によるまちづくりの推進

① 市民協働の推進

住民の価値観やライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化に対応し、地域の特性を生かしたまちづくりを実現していくとともに、市民の地域への愛着を深めていくため、市民協働を推進していきます。

市民協働における市民は、住民（市内に居住する人）、地域活動団体（自治会等）、市民活動団体（N P O 法人・ボランティア団体等）、企業など和光市のまちづくりを担う全ての主体のことをいいます。

② 公民連携の推進

民間活力の更なる活用に向けて、公民が連携して公共サービスを提供する公民連携（Public Private Partnership）を推進します。

③ 広域行政の推進

広域的な行政課題に対応するため、国、埼玉県、関係自治体などと連携協力し、その解決に取り組みます。

④ 国の機関などとの連携

市の抱える様々な課題の解決に向け、市内に立地する国の機関や研究機関、相互協力協定を締結している近隣の教育機関などとの連携を行っていきます。

※ A I : Artificial Intelligence（人工知能）の略。学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステムを指す。